

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 6年 12月 1日現在)

- 1、当苑が提供するサービスについての相談窓口
電話 0479-77-3632 平日（午前8時30分～午後5時30分まで）
（上記以外も24時間体制）

担当 …… お客様相談室
*ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

- 2、指定居宅介護支援事業所「芝山苑」の概要

- (1) 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所「芝山苑」
所在地	千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番1
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援事業（芝山町 1276500012号）
サービスを提供する地域	芝山町

- (2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名	0名	1名
	主任介護支援専門員	1名	0名	1名
	介護支援専門員	2名	0名	2名
				4名

- (3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
休日	土曜・日曜・祭日・12月31日～1月3日

*緊急連絡先:0479-77-3632

- 3、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- 1 利用の申し込み
- 2 居宅介護支援事業の内容説明
- 3 契約締結
- 4 要介護認定の確認
- 5 訪問調査
- 6 居宅サービス計画の作成・説明および同意
- 7 居宅サービスの提供
- 8 居宅サービス実施内容の経過観察・再評価
- 9 次回要介護認定手続きの援助

-1-

- 4、利用料金

- (1)種類

- ①利用料

居宅介護支援利用料は介護サービス提供開始以降1ヶ月当たり以下の通りです。

ア. 基本料金/月

居宅介護支援費(1)	
要介護 1 ・ 2	10,860 円
要介護 3 ・ 4 ・ 5	14,110 円

1. 加算・減算等

1 初回加算	3,000円	10 退院・退所加算(カンファレンス参加無連携2回)	6,000円
2 特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円	11 退院・退所加算(カンファレンス参加有連携1回)	6,000円
3 特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	12 退院・退所加算(カンファレンス参加有連携2回)	7,500円
4 特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円	13 退院・退所加算(カンファレンス参加有連携3回)	9,000円
5 特定事業所加算(A)	1,140円	14 通院時情報連携加算	500円
6 特定事業所医療介護連携加算	1,250円	15 ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
7 入院時情報連携加算(1)*当日中	2,500円	16 居宅支援緊急時カンファレンス加算	2,000円
8 入院時情報連携加算(2)*3日以内	2,000円	17 特定事業所集中減算	-2,000円
9 退院・退所加算(カンファレンス参加無連携1回)	4,500円	18 運営基準減算	所定単位数 50/100
9 高齢者虐待防止処置未実施減算	所定退位数 の1%減	20 居宅介護支援事業所の所在する建物と 同一の建物、同一の敷地内建物、隣接する 敷地内に住む利用者	所定単位数 の5%減算

ただし、法定代理受領により当苑の居宅介護支援に対し報酬が支払われる場合、利用者の負担はございません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。
その場合は全額自費を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日_____町(市・村)の担当窓口
提出しますと全額払戻を受けられます。

② 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費
が必要です。

③その他

記録の複写費(契約書第10条第3項) 実費相当額

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月_____5日までに前月分の請求
をいたしますので_____10日までにお支払ください。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払方法は、持参払いとさせていただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話でお申込みください。当事業所職員がお伺い致します。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

- 文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。
- ③自動終了
 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。
 ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援や非該当(自立)と認定された場合
 ＊この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。
 ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④その他
 お客様やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6、当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・お客様が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことが出来るよう支援させて頂きます。
- ・お客様の心身の状況やその場に置かれている環境に応じて、お客様の選択に基づき適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ・お客様の意思や人格を尊重し、常にお客様の立場に立った居宅支援の提供を行います。
 その際、サービスの種類や特定の事業者に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ・お客様は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができますので、必要があれば遠慮なく申し出下さい

(2) 居宅介護支援の実施概要等(ケアプラン作成の手法)

ガイドライン方式使用

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更		
調査(課題把握)の方法<注1>		
介護支援専門員への研修の実施	○	随時実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客様にご都合により 解約した場合の契約料		
その他		

-3-

7、サービス内容に関する苦情

①当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づき提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当・・・ _____ 電話 0479-77-3632

第三者委員 内藤 節子 電話 0476-93-1048

粕谷 智浩 電話 0438-62-7493

②行政機関・その他苦情受付機関

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事が出来ます。

市町村名 芝山町 電話 0479-77-3914
担当 福祉保健課

千葉県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情処理係(24時間受付 平日 8:30~15:30 以外は留守番
対応になります。)

電話 043-254-7428

8、当苑の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 徳栄会
指定居宅介護支援事業所 芝山苑

代表者役職・氏名 理事長 高根 宏

本社所在地・電話番号 千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番1
0479-77-3632

定款の目的に定めた事業 1、第一種社会福祉事業
2、第二種社会福祉事業
3、居宅介護支援事業
4、その他にこれに付随する業務

施設・拠点等 特別養護老人ホーム 2ヶ所
短期入所生活介護 2ヶ所
通所介護 2ヶ所
軽費老人ホーム 1ヶ所
居宅介護支援事業所 2ヶ所

-4-

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて
重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番1

指定居宅介護支援事業所 芝山苑
名称 理事長 高根 宏 印

説明者

所属 指定居宅介護支援事業所 芝山苑

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項
の説明を受けました。

利用者

住所

氏 名
(代 理 人)
住 所
氏 名